

議案第 68 号

市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する第 2 回変更施行協定について

市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定について、次のとおり第 2 回変更施行協定を締結したいので、市議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

記

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 件名    | 市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する第 2 回変更施行協定  |
| 2 | 施行場所  | 市川市八幡 1 丁目 6 番～八幡 5 丁目 8 番地先   |
| 3 | 協定金額  | 全体協定額 2, 471, 004, 000 円<br>市川市負担額 2, 469, 204, 000 円  |
| 4 | 協定相手方 | 市川市八幡 3 丁目 3 番 1 号<br>京成電鉄株式会社<br>取締役社長 三枝 紀生  |
| 5 | 協定概要  | 市川都市計画道路 3・4・18 号と京成本線の立体交差部の工事に関し、鉄道運行の安全確保と工事の安全管理のため、鉄道管理者である京成電鉄株式会社と施行協定を締結し、事業を進めておりますが、平成 26 年度事業費における消費税等の税率改正に伴う増額分を変更するものです。 |

## 理 由

既定予算に基づく都市計画道路 3・4・18 号京成線直下横断部築造整備事業委託について、京成電鉄株式会社との間に施行協定の一部を変更する協定を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 27 号）第 2 条の規定により提案するものである。

## 議案第 6 8 号の参考 1

市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する第 2 回変更施行協定書（案）

市川市（以下「甲」という。）と京成電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、平成 22 年 6 月 21 日付で締結した市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定（以下「原施行協定」という。）及び平成 25 年 3 月 28 日付で締結した市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する変更施行協定（以下「変更施行協定」という。）について、原施行協定第 7 条に基づき、次のとおり第 2 回変更施行協定を締結する。

なお、この第 2 回変更施行協定書に定めなき事項は、原施行協定及び変更施行協定によるものとする。

（工事に要する費用及び負担の増額）

第 1 条 原施行協定第 4 条第 1 項及び変更施行協定第 3 条に定める概算総額に 2,004,000 円を、うち取引に係る消費税相当額に 2,004,000 円を、原施行協定第 4 条第 2 項及び変更施行協定第 3 条に定める甲の負担額に 2,004,000 円を増額し、別添「工事費概算額調書（2）」を「工事費概算額調書（3）」に変更する。

この第 2 回変更施行協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 月 日

市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号

甲 市川市

代表者 市長 大久保 博

市川市八幡 3 丁目 3 番 1 号

乙 京成電鉄株式会社

取締役社長 三枝 紀生

新旧対照表（議案表題部分）

	変更前 (平成 2 5 年 3 月 1 3 日議決 議案第 9 5 号)	変更後 (平成 2 6 年 2 月定例会 上程 議案第 6 8 号)
件名	市川都市計画道路 3・4・18 号 浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する変更施行協定について	市川都市計画道路 3・4・18 号 浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する第 2 回変更施行協定について
全体協定額	2, 4 6 9, 0 0 0, 0 0 0 円	2, 4 7 1, 0 0 4, 0 0 0 円
市川市負担額	2, 4 6 7, 2 0 0, 0 0 0 円	2, 4 6 9, 2 0 4, 0 0 0 円
協定概要	市川都市計画道路 3・4・18 号と京成本線の立体交差部の工事に関し、鉄道運行の安全確保と工事の安全管理のため、鉄道管理者である京成電鉄株式会社と施行協定を締結し、鉄道軌道敷直下の横断ボックスカルバート築造工事を施工しているが、この箇所と接続する南側立坑内ボックスカルバートの築造および北側擁壁（ポンプ室）の築造工事を追加委託するものです。	市川都市計画道路 3・4・18 号と京成本線の立体交差部の工事に関し、鉄道運行の安全確保と工事の安全管理のため、鉄道管理者である京成電鉄株式会社と施行協定を締結し、事業を進めておりますが、平成 2 6 年度事業費における消費税等の税率改正に伴う増額分を変更するものです。

新旧対象表（施行協定抜粋）

主な 変更箇所	変更前	変更後
協定名称	市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する変更施行協定	市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する第 2 回変更施行協定
協定前文	市川市（以下「甲」という。）と京成電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、平成 22 年 6 月 21 日付で締結した市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定書（以下「施行協定書」という。）について、第 7 条に基づき、次のとおり変更施行協定を締結する。	市川市（以下「甲」という。）と京成電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、平成 22 年 6 月 21 日付で締結した市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定（以下「原施行協定」という。）及び平成 25 年 3 月 28 日付で締結した市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する変更施行協定（以下「変更施行協定」

		<p>という。)について、原施行協定第7条に基づき、次のとおり第2回変更施行協定を締結する。</p> <p>なお、この第2回変更施行協定書に定めなき事項は、原施行協定及び変更施行協定によるものとする。</p>
<p>第3条</p>	<p>施行協定書第4条第1項の概算総額に263,000,000円を、うち取引に係る消費税相当額に12,417,609円を、同条第2項の甲の負担額に263,000,000円をそれぞれ増額し、別添「工事費概算額調書」を「工事費概算額調書(2)」に変更する。</p>	<p>原施行協定第4条第1項及び変更施行協定第3条に定める概算総額に2,004,000円を、うち取引に係る消費税相当額に2,004,000円を、原施行協定第4条第2項及び変更施行協定第3条に定める甲の負担額に2,004,000円を増額し、別添「工事費概算額調書(2)」を「工事費概算額調書(3)」に変更する。</p>

議案第68号の参考図1

